

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和58年に行った“福祉都市宣言”の下、“誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり”の基本理念に基づき、市^{*}社会福祉協議会と連携して、平成23年(2011年)3月に「第1次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」を策定しました。その後一部見直しを行い、平成28年3月に策定した第2次計画では、「地域の支え合い」の重要性を、令和3年3月に策定した第3次計画では、「我が事・丸ごと」の地域づくりを実現する「^{*}地域共生社会」の実現を目指して取組を推進してきました。

こうした中、令和2年の社会福祉法改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図ることとされました。

近年、少子高齢化の進行や核家族化等による家庭機能の低下、個人の価値観やライフスタイルの多様化変化など地域での連帯感の希薄化や相互扶助機能のせい弱化が進んでいます。

また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人、世帯単位で複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とするなど、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難なケースが増えており、地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

これまでの計画における理念や課題への対応を継続し、刻々と変化する社会の状況とそれに対応する新しい福祉施策を踏まえ、今後5年間における市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体等が取り組む新たな指針となるべく、第4次計画を策定しました。

(参考) 福祉都市宣言(昭和58年3月22日)

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を遂げている。

しかし反面、生活水準向上のかけに発生している各種の障害、高令化は年々増加の傾向にある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようきめ細い福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

(注意) 昭和58年当時の原文のまま掲載していますので、漢字の使い方など現代の表現とは異なる場合があります。

2 計画の位置付け・性格

本計画における「地域福祉計画」は、地域福祉の推進を基本理念の一つに掲げた社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、また、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針となる個別計画に位置付けられます。

加えて、これまでも地域福祉を総合的に推進するための計画として、福祉分野における上位計画としての性格を有しておりましたが、平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の充実の中で、法的にも上位計画として位置付けられました。さらに令和2年の改正では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に努めることとされました。本計画は、本市の福祉分野における総合的な上位計画と位置付けています。

なお、具体的な取組は、それぞれの個別計画において施策を展開していくこととしています。

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画となります。

市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」が目指すところは地域福祉の推進という共通の目的を持っており、互いに補完・補強し合う関係が望まれることから、内容の共有等、一体となって地域福祉を推進する必要があると考え、市民アンケートや地区座談会及び防府市地域福祉推進協議会等を^{*}協働で実施しました。こうして、基本的な取組の方向性を示す「地域福祉計画」と、市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示す「地域福祉活動計画」を、一体的な計画として本計画をまとめました。

さらに、平成28年4月の「^{*}成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を包含する計画とします。

本計画は、地域を挙げて地域福祉の推進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すものであります。今後は、本計画をそれぞれの地域で十分に理解、認識していただき、それぞれの実情に合った具体的な取組等を協議、検討いただき、実りある地域福祉の推進を図っていただくことを期待するものです。

(参考) 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



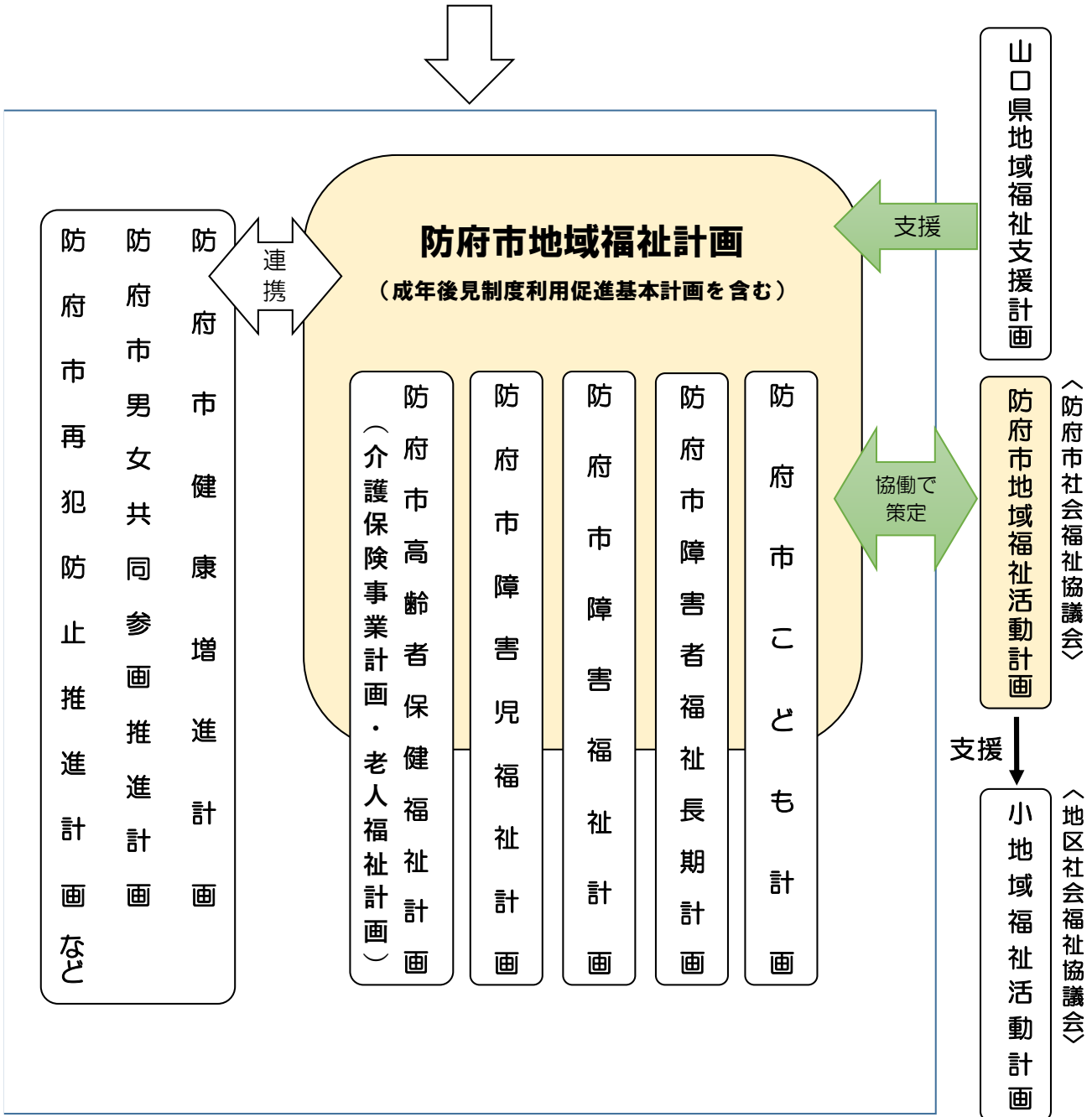
本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略称で、2016年から2030年までの15年間で達成を目指す17の目標）の精神を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。

SDGs には17のゴールがあり、地域福祉計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。

- 1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する。

総合計画や他の個別計画等との関係

第6次防府市総合計画



3 計画の期間

本計画の期間は、本市の総合計画や福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。

なお、計画策定後は、必要に応じて見直しをしていきます。

計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第5次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン (令和3年度～令和7年度)					第6次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン (令和8年度～令和12年度)				
第3次 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (防府市・防府市社会福祉協議会) (令和3年度～令和7年度)					第4次 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (防府市・防府市社会福祉協議会) (令和8年度～令和12年度)				

[参考] 福祉分野の他の個別計画

- | | |
|--|--------------|
| ○ 第10次防府市高齢者保健福祉計画
(第9期介護保険事業計画・老人福祉計画) | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第5次防府市障害者福祉長期計画 | 令和3年度～令和8年度 |
| ○ 第7期防府市障害福祉計画 | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第3期防府市障害児福祉計画 | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 防府市こども計画 | 令和7年度～令和11年度 |
| ○ 第6次防府市男女共同参画推進計画 | 令和5年度～令和9年度 |
| ○ 第3次防府市健康増進計画 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○ 第2次防府市再犯防止推進計画 | 令和8年度～令和12年度 |

4 計画の策定体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、公私協働による計画策定が重要であるため、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会とが連携して策定作業を進めました。

(1) 防府市地域福祉推進協議会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を行い、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を反映するため、計画全般にわたり協議しました。

計画策定後は、市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、計画の進行管理・見直しを行います。

(2) 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、本計画を策定する上での基礎資料とすることを目的として、令和6年7月から8月に「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

(参考) 市民アンケート「地域福祉に関する意識調査」の実施結果

- 調査対象 : 18歳以上の防府市民2,000人
- 抽出方法 : 層化抽出法
- 調査方法 : 郵送配布し、郵送による回収またはオンラインによる回答
- 回答者 : 729人(回答率36.5%)

(3) 地区座談会

地域住民が自ら考え、様々な意見をまとめて地域の課題を明確にしていくことを目的とした地区座談会を、市内4か所において開催しました。

地区座談会には、自治会や地区社会福祉協議会を始め地域で活動されている様々な団体の関係者や住民が参加され、自分たちの地域の生活の困り事(生活課題)とそれに対する解決方法について熱心に討論が行われ、親和図法(俯瞰技法)により意見の集約を図りました。

(参考) 地区座談会の開催状況

- 右田地区 : 令和6年 5月18日(土)開催 参加人数 88名
- 西浦地区 : 令和6年 6月15日(土)開催 参加人数 62名
- 向島地区 : 令和6年 6月24日(月)開催 参加人数 49名
- 松崎地区 : 令和6年 7月10日(水)開催 参加人数 57名

(4) パブリックコメント*

令和7年11月25日から令和7年12月24日までの間、市役所本館1階閲覧コーナー、各出張所・公民館（ルルサス文化センター含む）、地域協働支援センター（ルルサス防府2階）、市ホームページで本計画の素案を公開し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントを実施しました。

Memo



つぼみちゃん

5 地域福祉を推進する活動単位

地域福祉計画については、市の行政計画との位置付けがあり、関係する他の個別計画との整合性の観点から市内全域を地域福祉推進の対象範囲としています。しかし、課題については少子高齢化といった市内全域にわたる共通課題がある一方で、山間部や中心市街地等住む地域によって抱える課題は多種多様であると考えられます。

誰もができるだけ身近な地域でその地域に合った適切なサービスの提供や施策の展開が求められていることから、本計画の推進に当たっては、住民参加によるこれまでの地域活動の実績も鑑み、第3次計画に引き続き15の地区社会福祉協議会を活動単位として捉えることとします。

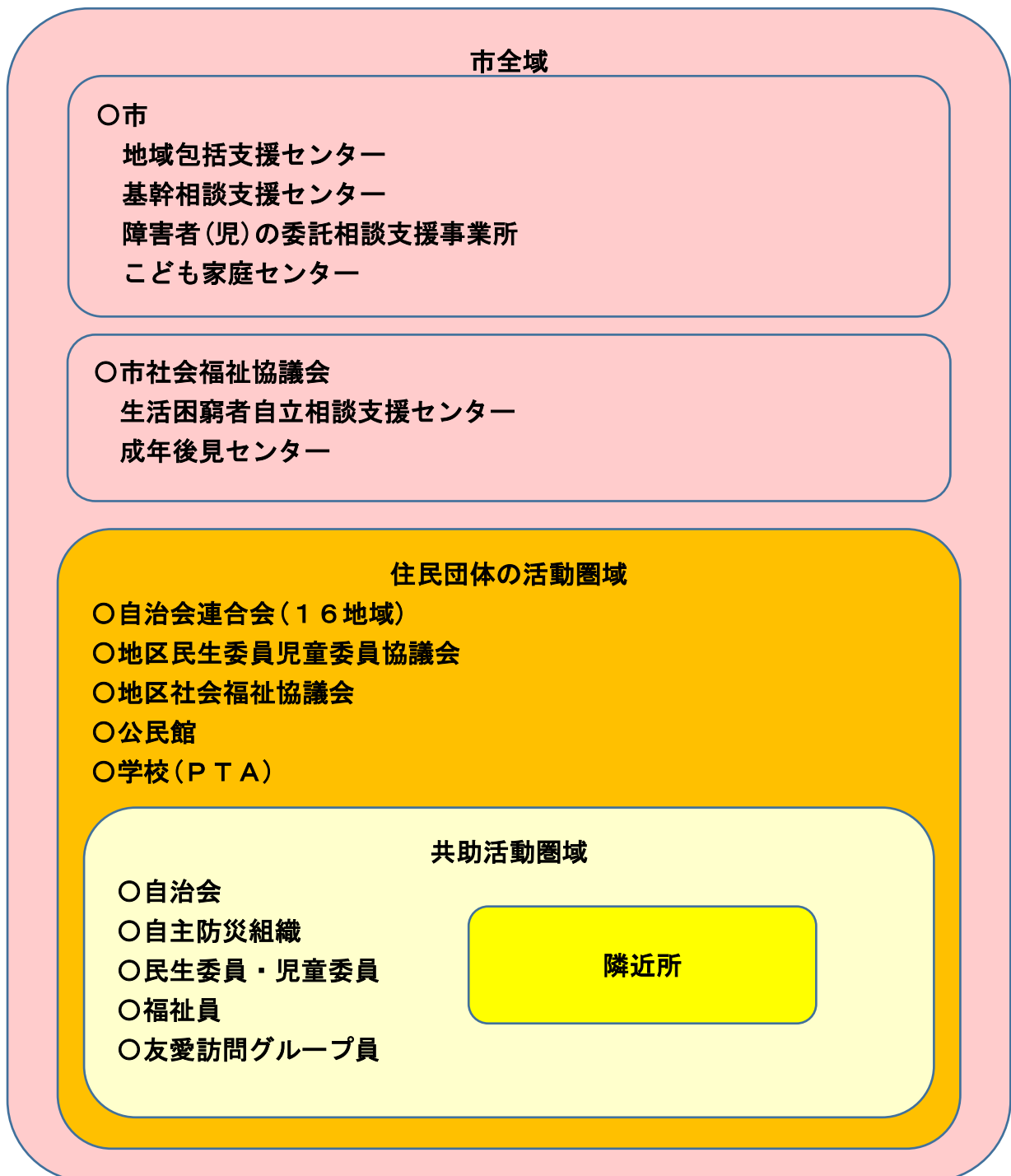


6 圏域と目指す地域福祉の設定

地域福祉において、関係する住民や関係機関等の活動や対応において、様々な範囲が想定されます。

本計画では、関係機関等の活動や対応における圏域を想定し、相互に連携を取りながら施策の展開を図っていくものとします。

圏域のイメージ



< 目指す地域福祉のイメージ >

「我が事」「丸ごと」の地域づくり
～支え・支えられる関係の循環～

